

令和5年度

随時（補助金交付事務）監査結果報告書

令和6年4月

瀬戸内市監査委員

本報告書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定に基づき行った監査の結果を、同条第9項の規定により瀬戸内市議会及び瀬戸内市長並びに瀬戸内市教育委員会に提出するものである。

また、同条第10項の規定に基づき、意見を添えて提出する。

令和6年4月

瀬戸内市監査委員 小野 和倫
同 廣田 均

目次

ページ

令和5年度随時監査結果報告	1
第1 基準に準拠している旨	1
第2 監査の種類	1
第3 監査の対象	1
第4 監査の着眼点	1
第5 監査の主な実施内容	1
第6 監査の実施場所及び日程	2
第7 監査の報告基準	2
第8 監査の結果	3
1 補助金の概要	3
2 指導事項	3
(1) 法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの	3
令和5年度随時監査結果報告添付意見	5
1 意見	5

(注) 報告書においては、該当するものがある場合、以下の基準により表示している。

- 1 本文及び図表中の比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。
- 2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「—」・・・該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの
「△」・・・負数
- 3 本文中の市の例規に係る番号の記載は、原則として、瀬戸内市を表示していない。
(例) 瀬戸内市会計規則 (平成16年瀬戸内市規則第46号)
→瀬戸内市会計規則 (平成16年規則第46号)

令和5年度随時監査結果報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、瀬戸内市監査基準（令和2年監査委員告示第2号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

随時監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第5項の規定による監査）

第3 監査の対象

部局名	課名
	ダイバーシティ推進室
総務部	総務課、危機管理課、契約管財課
総合政策部	企画振興課
環境部	生活環境課
福祉部	福祉課、いきいき長寿課
こども・健康部	こども家庭課
産業建設部	建設課、産業振興課、文化観光課
消防本部	
教育委員会	総務学務課、社会教育課、邑久小学校、邑久中学校

第4 監査の着眼点

有効性、効率性、経済性、合規性等

第5 監査の主な実施内容

令和4年度に交付された補助金のうち、令和3年度以前から継続的に交付されているものを確認するため、全庁的な調査を実施した。そのうち、市が単独で、年間100万円を超える補助金を、複数年にわたり同一の補助事業者等に対し交付しているものの中から、最終的に3件の補助金を選定し、財務事務をはじめとした補助金交付等に関する事務が適正に行われているかなどについて監査を実施した（表1参照）。

監査にあたっては、事前にこれら関係書類を検査し、当日関係職員から対面によるヒアリングを実施した。

なお、本監査にあたっては、有限責任監査法人トーマツとの令和5年度補助金監査業務

委託契約に基づき、協力を得て行った。

表1 監査対象とした補助金

部局名・課名		監査対象補助金
福祉部	いきいき長寿課	令和4年度シルバー人材センター運営費補助金
産業建設部	産業振興課	令和4年度振興公社補助金（振興公社補助金、耕作放棄地解消等事業補助金、機械導入費分補助金）
	文化観光課	令和4年度観光協会補助金

第6 監査の実施場所及び日程

監査期日	部局名・課名		実施場所
令和6年1月11日（木）	福祉部	いきいき長寿課	市役所本庁
	産業建設部	産業振興課	
		文化観光課	

第7 監査の報告基準

1 監査結果の処理区分

監査委員は、瀬戸内市監査結果の処理区分基準（令和2年監査委員告示第3号）において、監査の統一的判断を期すため、次のとおり監査結果の処理区分を定めている。

（1）指摘事項

- ア 法令等に違反していると認められるもの
- イ その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

（2）指導事項

- ア 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの
- イ その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

（3）勧告

- 監査結果のうち、特に措置を講じる必要があると認められるもの

2 報告等の表現方法

監査委員は、瀬戸内市監査基準第20条第3項の規定に基づき、監査の結果に関する報告等の提出にあたり、住民が理解しやすいように平易かつ簡潔明瞭な表現とするよう努めている。そのため、一般的な公文書の表現方法とは異なるものがある。

第8 監査の結果

1 補助金の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）によれば、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるとされている。そして、市が交付する補助金等の交付に関する基本的な事項を定めることにより、補助金等に係る予算の執行及び補助金等の交付の適正化を図ることを目的として、瀬戸内市補助金等交付規則（平成16年規則第44号。以下「規則」という。）を定めている。

規則では、補助金等とは、市が市以外の団体又は個人に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金をいうとされ、補助金等の名称、交付の目的、交付の相手方、交付の対象となる事務又は事業の内容及び補助金等の額又は率は、市長が別に定めて告示するとされている。市は、これらに基づき、各補助金の交付要綱等を定めた上で補助金を交付している。

2 指導事項

（1）法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 補助金交付対象者から提出された資料等の金額の妥当性の確認を十分に行うとともに、事後的な検証を行ったときは、その経過について記録し、後日、疑義を生じないように事務を改善する必要があるもの（いきいき長寿課、文化観光課）

瀬戸内市補助金等交付規則¹（平成16年規則第44号）では、市長は、実績報告を受領したときは、当該補助事業等実績報告書等の書類を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するとされている。

そこで、監査対象補助金3件を監査したところ、次の事態が見受けられた。

<事例1>

いきいき長寿課は、シルバー人材センター運営費補助金8,539,000円について、瀬戸内市シルバー人材センターから提出された補助事業等実績報告書並びに添付書類により、補助事業等の経費精算額を検算し、補助事業等交付決定額を上回っていることを確認していたが、経費精算額に補助対象外経費が含まれていないかどうかの確認を行っておらず、収支計算書等の金額の妥当性を確認していなかった。

¹ 瀬戸内市補助金等交付規則第18条

<事例 2>

瀬戸内市観光協会の総会は例年 5 月に開催され、決算書の承認が行われるとされている。

文化観光課は、瀬戸内市観光協会補助金 12,500,000 円について、地方自治法施行令²（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に基づき補助金の額の確定を 3 月 31 日までに行う必要があるため、瀬戸内市観光協会から補助事業等実績報告書及び決算見込額による計算書の提出を受け、それらを基に補助金の額を確定していたが、その後、瀬戸内市観光協会の総会で承認を受けた決算書の提出を受け、決算書が決算見込額による計算書と内容の変更がないことを事後的に検証していたが、その経過について記録が残されていなかった。

したがって、市は、補助金の額を確定させる際には、補助金交付対象者から提出された資料等の金額の妥当性の確認を十分に行うとともに、事後的な検証を行ったときは、その経過について記録し、後日、補助金の過大支給等の疑義を生じないように事務を改善する必要があると認められる。

² 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 5 号

令和5年度随時監査結果報告添付意見

1 意見

監査委員は、リスクが高いと思われる事務を抽出して監査している。また、監査の結果にある指摘事項等は、当該部署固有の問題ではなく、全庁的に類似の事例等が生じている可能性が高いと判断したものを中心に述べている。したがって、市の全部署において、自らの事務における同様の事例の有無を確認し、その改善を図ることにより、適正な事務執行に努めることを望むものである。

また、令和5年度随時監査を実施する中で、監査の結果で述べた事項のほか、次の点に留意し改善することを求める。

(1) 補助金の見直しについて

補助金は、個人や団体等が行う公益性が認められる活動を支援するなどのために支出されるものであり、市の施策を補完し、政策目的を効率よく実現する意味からも、その必要性は認めるところである。

しかし、社会情勢の変化等により、補助金の対象とする事業の目的や内容と、市の施策や市民ニーズとの間にずれが生じていたり、補助金を設立した当初の目標が既に達成されていたりする場合がある。

このため、補助金を交付する際には、市が期待する成果の達成状況が客観的に確認できるよう具体的な指標などを設定し、事業実施完了後又は数年おきに、いわゆるPDCAサイクル等により、目標達成状況や事業効果、改善点の有無などを検証した上で、補助金の見直しを検討していくことが必要である。

(2) 政策目標達成のための補助金制度運用について

特に同一団体等への補助金が継続している場合、補助金の対象経費が交付要綱等で明確にされていないなど、補助目的を達成するために必要な支出であるかを判断する基準がないものが見受けられる。補助金等は、政策目標などを達成する等の目的をもって交付される給付であるので、補助金交付要綱の策定に当たっては、その補助金により達成すべき目的や、そのために必要となる経費を明確にするとともに、事業実施についての条件を付したり、必要に応じて補助金交付先に状況報告を求めたり、必要な指導等を行うことにより、適切に補助金を交付するなど、施策を実現するための手段として補助金制度を運用する必要がある。

(3) 補助対象経費の明確化による使途確認について

市は、補助金の交付決定又は交付確定に際し、補助金交付団体の事業全体の収支予

算書や収支決算書により確認等を行うことで、交付された補助金の使途や金額を明確にし、補助金が適切に使用されていたかを確認しないまま交付決定又は確定をしていた。補助金の確定に当たっては、補助金の使途が適正であるか、補助金を使用した経費が補助対象経費であるか等の確認が必要であることから、補助対象経費のみを抜粋した収支予算書や収支決算書、補助対象事業のみの収支報告書等の提出を求めるなどにより、補助事業に要した経費の積算内容を他の事業と明確に区分し、補助金の使途が適正であるかを確認する必要がある。

(4) 添付資料の事後確認について

補助金交付申請書又は実績報告書には、収支予算書や収支決算書の添付が必要であるが、補助金交付団体の総会等の日程により、正式な収支予算書又は収支決算書を添付できず、収支予算見込書又は収支決算見込書により交付決定又は確定を行っている事例が見受けられた。

このような場合は、補助金額を確定した後、後日正式な収支予算書や収支決算書を提出させ、見込書が適正であるか検査を行い、補助金が過大交付となっていた場合は返還させるなど、事務の改善を行う必要がある。